

令和6年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1889号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月18日

判 決

5

原

告

水

原

清

晃

同訴訟代理人弁護士

渥

美

陽

子

松

永

成

高

10

被

告

神

原

元

同訴訟代理人弁護士

河

西

哉

主

文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、550万円及びこれに対する令和4年11月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和4年11月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和5年1月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告が、①記者会見において原告の社会的評価を低下させ、又は原告を侮辱する内容の発言をするとともに、②上記発言を

25

含む記者会見の様子をインターネット上で配信し、③上記発言を含む記者会見の内容の文字起こし原稿をウェブサイト上に公表したと主張して、不法行為に基づき、①につき慰謝料等550万円、②及び③につき慰謝料等各55万円並びにこれらに対する各不法行為日（①及び②につき令和4年11月29日、③につき令和5年1月15日）から各支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である（以下、上記①～③の行為を「不法行為①」などということもある。）。

1 前提事実（争いがない事実の他は末尾に証拠等を記載する。）

（1）当事者等

ア 原告は、「暇空茜」又は「暇な空白」の名義で、インターネット上で種々の記事及び動画の公表を行って活動しており、Y o u T u b eでは「暇な空白チャンネル」というチャンネルを有し、その登録者数は令和5年当時15.6万人ともいわれている（甲5の1）。

イ 一般社団法人C o l a b o（以下「C o l a b o」という。）は、東京都新宿区内に事務所を置き、若年女性に対する支援等を目的とする一般社団法人であり、C o l a b oの代表理事は、仁藤夢乃（以下「仁藤」といい、C o l a b o及び仁藤を併せて「C o l a b oら」という。）である。

（甲8）

ウ 被告は、弁護士である。

（2）記者会見における被告の発言等

ア C o l a b oらは、被告ほか6名を訴訟代理人弁護士として、令和4年11月29日、原告に対し、原告がインターネット上に投稿した記事がC o l a b oらの名誉を毀損するものであるなどと主張して、慰謝料の支払等を求める訴え（以下「別件訴訟」という。）を提起した（甲17）。

被告を含む別件訴訟の訴訟代理人及びC o l a b o関係者は、同日、衆議院議員会館の会議室において、別件訴訟の提起に関する記者会見（以

下「本件記者会見」という。)を行った(甲18)。

イ 本件記者会見において、被告は、別紙1「被告発言目録」記載1~5の発言(以下、同各発言を「本件発言1」などといい、本件発言1~5を併せて「本件各発言」という。)を行った。

ウ 「のりこえねっと」という名称の任意団体は、本件記者会見の様子をY
o u T u b eで配信し、上記の配信を録画した映像は、本件口頭弁論終結時においても削除されていない(甲19、弁論の全趣旨)。

エ C o l a b oは、令和5年1月15日、C o l a b oのウェブサイトに、本件記者会見の内容を文字起こし原稿を公表した(甲20、22)。

2 争点及び当事者の主張

(1) 本件各発言による名誉毀損等の成立(争点1及び2、不法行為①~③関係)

ア 本件各発言は、原告の社会的評価を低下させるか(争点1)、原告の名誉感情を違法に侵害するか(争点2)。

イ 当事者の主張は、別紙2「争点1~3に対する当事者の主張」1及び2記載のとおりである。

(2) 名誉毀損の成立に対する免責事由の存在(争点3、不法行為①~③関係)

ア 本件各発言について名誉毀損が成立するとしても、被告は免責されるか。
イ 当事者の主張は、別紙2「争点1~3に対する当事者の主張」3記載のとおりである。

(3) 配信及び文字起こし原稿の公表による不法行為の成立(争点4、不法行為②及び③関係)

(原告の主張)

被告は、自ら又はC o l a b oを介して、Y o u T u b eにおいて本件記者会見の様子を放送するとともに、その後も本件記者会見の映像を視聴できるようにした(以下「本件配信行為」という。)。

被告は、本件記者会見の約1月半後に、自ら又はC o l a b oを介して、

5 本件記者会見の内容を文字起こししたものを公表した（以下「本件公表行為」という。）。

本件配信行為及び本件公表行為は、いずれも本件各発言を一般に向けて直接伝達するものであり、本件記者会見における発言とは別に、原告の社会的評価を低下させ、又は原告の名誉感情を違法に侵害する不法行為に当たる。

（被告の主張）

否認し又は争う。

10 (4) 損害（争点5、不法行為①～③関係）

（原告の主張）

15 本件各発言により、これに基づく報道がされ、原告の名誉権及び名誉感情は著しく侵害された。これによる慰謝料は500万円を下らない。

本件配信行為及び本件公表行為により、本件各発言が一般に向けて直接伝達され、原告の名誉権及び名誉感情が侵害された。これによる慰謝料はそれぞれ50万円を下らない。

20 被告の上記各不法行為と因果関係を有する弁護士費用相当損害金の額は、上記各慰謝料の10%に相当する金額（本件各発言につき50万円、本件配信行為につき5万円、本件公表行為につき5万円）を下らない。

（被告の主張）

否認し又は争う。

25 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる（以下、本項の認定事実を「共通認定事実」という。）。

(1) C o l a b o の活動内容等について（前提事実(1)イ、甲6、乙20、弁論の全趣旨）

ア C o l a b o は、10代を中心とする若年女性に対する支援等を目的と

する一般社団法人であり、その主要な活動として以下のものがある。

(ア) 相談事業

夜間の巡回による声掛けやウェブサイト等を通じて接触した女性らの相談に応じる活動。相談を受けた後は、福祉事務所や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、必要な支援を行う。

5

(イ) アウトリーチ事業

10代の女性が無料で利用できるカフェを渋谷区及び新宿区の繁華街で開催し、夜間に街に出ている女性らに声かけを行う活動（「Tsubomi Cafe」や「バスカフェ」と呼ばれる。）。ピンク色のバスとテントを目印に、女性らに食事や飲み物、衣類等を提供とともに、Cabolabのシェルターで暮らしたり、過去にバスカフェを利用したりした10代の女性らが中心となって、声掛け等のアウトリーチ活動（支援者が被支援者の求めを待つのではなく、被支援者に積極的に働きかけて支援を行うこと）を行う。

10

15

(ウ) 食事・物品提供

女性らに食品や衣類等を提供する。

(エ) 緊急時の保護・宿泊支援

女性らが一時的に過ごすことができる場所（シェルター）の運営。令和2年度からは、新型コロナウィルス感染症対策の観点から、ホテルでの宿泊支援も行っている。

20

(オ) 生活支援

女性らが中・長期間にわたって共同生活を送るためにシェルター（シェアハウス）の運営等。

(カ) 医療支援

25

医療機関と連携して女性らが自己負担なく医療を受けられるようにする活動。

イ C o l a b o の収益

C o l a b o の経常収益は、大きく、①サポーター会員からの会費、②個人、団体からの寄付金、③民間団体からの助成金、④事業収益に分類される。④の内訳について、令和3年度は、東京都からの委託事業（後記(2)ウの本件委託事業）に基づく委託料が5割強、DV等被害者支援交付金が2割強、その余がC o l a b o の自主事業による事業収益であった。

(2) 東京都によるC o l a b oへの事業委託等

ア 若年被害女性等支援事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携して支援を行う仕組みを構築することを目的とする事業であり、実施主体を都道府県等として、平成30年度にモデル事業が開始され、令和3年度から本格的に実施された。東京都は、平成30年度からモデル事業を開始し、令和3年2月22日に実施要綱を制定して、東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）を実施した。（甲7、11、弁論の全趣旨）

イ 本件事業に係る実施要綱には、東京都は事業の一部を若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（N P O 法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等を除く。）に委託することができること、委託することができる事業内容は、アウトリーチ支援（夜間見回り等、相談及び面談）、居場所の提供に関する支援（一時的な保護を原則とし、やむを得ず長期化する場合には東京都の判断により引き続き居場所での支援を実施することができる。）及び自立支援とすること等が定められていた（甲7）。

ウ 東京都は、平成30年度以降、前記モデル事業の一部をC o l a b o に委託していたところ、令和3年4月1日付けで、本件事業の一部もC o l a b o に委託することとし、C o l a b o との間で委託契約を締結し

た（以下「本件委託契約」といい、本事業のうち東京都が本件委託契約に基づいてCoLaboに委託した事業を「本件委託事業」という。）。本件委託契約においては、契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとすること、委託料の上限は2600万円であること、その支払は年1回概算払いによること、本件委託事業の終了後に精算を行うこと等が定められていた。（甲8、11）

エ 本件委託契約において、CoLaboが行うべき事業は、アウトリーチ支援、関係機関連携会議への参加、居場所の提供に関する支援及び自立支援であること、そのうち、アウトリーチ支援に関しては、夜間見回り等の業務は必須であり、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施するか、都内繁華街等に常設の相談場所を設置し、原則週1日以上相談等に応じることとされた。また、事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存しなければならないとされた。（甲8の別紙1）

オ 東京都は、令和3年11月24日、CoLaboに対し、本件委託契約に基づく委託料として、2600万円を概算払いした。

(3) 本件委託事業に係る経費の報告等

CoLaboは、令和4年4月1日付で、東京都に対し、本件委託事業の実施により2600万円の経費を要した旨の報告書（甲9。以下「本件実施状況報告書」という。）を提出した。本件実施状況報告書の「事業実績額」欄には、人件費や給食費等の費目ごとの合計額のみが記載されており、領収書等は添付されていなかった。

東京都は、本件実施状況報告書を踏まえ、令和4年5月10日、既交付額を2600万円、精算額を2600万円、差引額を0円とする旨の精算の決定をした（以下「本件精算」という。甲11）。

(4) 原告によるCoLaboに係る情報発信等

ア 「温泉むすめプロジェクト」とは、全国の温泉地をモチーフとしたキャラクターである「温泉むすめ」のアニメ、グッズ、小説、音楽等から成る、株式会社エンバウンドの提供する地域活性化プロジェクトである（弁論の全趣旨）。

仁藤は、令和3年11月15日、Twitter（現「X」。以下、名称変更の前後を問わず「X」と表記する。）において、「温泉むすめ」の設定に関して、「出張先で「温泉むすめ」のパネルを見て、なんでこんなものを置いているのと思って調べたらひどい。スカートめくりキャラ、夜這いを期待、肉感がありセクシー、ワインを飲む中学生、『癒し看護』キャラ、セクシーな『大人の女性』に憧れる中学生など。性差別的で性搾取。」などと投稿した（乙2）。

仁藤の投稿を受けて、「温泉むすめプロジェクト」に対する批判の声がSNS等で上がり、株式会社エンバウンドは、一部の「温泉むすめ」の設定を変更したり、「スポーツ文化ツーリズムアワード2021」（スポーツ庁、文化庁及び観光庁が、文化資源と観光を結び付けた取組み等のうち優秀なものを選定、表彰するもの。）の受賞を辞退するなどした（甲4、26、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、令和4年7月頃、上記アの経緯等を知ったことを契機として、CoLaboら及び本件委託事業に関し、同月頃から東京都に対する情報公開請求も含めた調査を行い、同年8月以降、その結果をまとめた記事や動画をインターネット上で公表するようになった。上記の記事は、「CoLaboこそが、若い女の子を「性被害や性搾取から救う」とうたって、「CoLaboの下働き」や「共産党活動」できちんとした雇用関係を結ばずに労働力を搾取する団体だと思います。」など、総じて、CoLaboらの活動や会計に問題があることを示唆するものであった。（甲13、15、乙4の1、6、弁論の全趣旨）

ウ 原告は、令和4年9月15日付で、東京都監査委員に対し、本件委託事業に係るC o l a b oの会計報告には合理性、整合性がないなどとして、地方自治法242条1項に基づき、C o l a b oとの間の本件事業の委託契約の停止等の措置を講ずることを求める旨の住民監査請求をした。同監査委員は、同年10月27日付で、東京都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められないなどとして、監査を実施しないこととし、原告に通知した。（甲10）

5

原告は、同年11月2日及び同月7日、東京都監査委員に対し、本件委託事業に係るC o l a b oの会計及び事業の実施に関する報告に不正があり、委託料の返還請求等の措置を講ずることを求める旨の住民監査請求をした（以下「本件住民監査請求」という。甲11）。

10

(5) 本件住民監査請求の監査結果の概要（甲11、弁論の全趣旨）

15

東京都監査委員は、本件住民監査請求に基づき監査を実施し、令和4年1月29日頃、原告に対し、監査結果（以下「本件監査結果」という。）を通知した。本件監査結果のうち、本件の判断に関連する内容は、以下のとおりである。

ア 本件契約に基づく支払について

本件精算において、本件委託事業に係る事業計画書記載の事業所要額と、本件実施状況報告書記載の事業実績額が同額の2600万円とされたのは、実際の経費が本件委託料の上限額を超えたことから、超過部分はC o l a b oの財源で賄い、事業実績額には本件委託料の上限額までを記載したためである。監査委員が収支に関する帳簿、領収書等を調査したところ、本件委託事業の実施に必要な経費としてC o l a b oが台帳に記載した経費は、約2905万円であった。

20

イ 請求人（原告）の主張について

25

原告は、C o l a b oが東京都に提出した事業計画書、本件実施状況報

告書及びC o l a b oが公表しているA n n u a l R e p o r t (活動報告書)の数字を比較すると矛盾があり、不正会計が疑われ、都に損害が発生している旨主張する。このうち、C o l a b oが、税理士及び社労士報酬を全額経費として計上していることは、本件委託事業の実施に必要な経費以外の経費が含まれることになるから妥当ではなく、原告の主張は一部理由がある。その他の点については、C o l a b oは実際に要した費用を経費として計上していることが認められるから、原告の主張はいずれも妥当ではない。

ウ 経費の検証について

C o l a b oの経費の内容について、本件委託事業の経費として計上するに当たり不適切な点があるもの、本件委託事業の経費として計上するに当たり妥当性が疑われるものが認められる。本件委託事業の実施に必要な経費の総額が委託料の上限額を超えていたため、本件精算は都に損害をもたらすという関係にはないが、本件精算には上記のような不適切な点が認められ、妥当性を欠く。

エ 結論

本件精算には一部不当な点が認められ、その限りで原告の請求には理由があるから、地方自治法242条5項に基づき、監査対象局（東京都福祉保健局）に対し、①本件委託事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること、②調査の結果不適切と認められるものがある場合や委託料の過払が認められる場合には、返還請求等の適切な措置を講じることを勧告する。

(6) 本件監査結果に基づく措置の結果の概要（乙41）

東京都は、令和5年2月28日付で、東京都監査委員に対し、本件監査結果における勧告に基づいて講じた措置の結果（以下「本件措置結果」という。）について通知をした。本件措置結果のうち、本件の判断に関連する内

容は、以下のとおりである。

ア 調査の内容

本件委託事業の実施に必要な経費の実績額について調査を行った。支出の根拠となる領収書や賃金台帳を確認するとともに、これらの支出を管理している台帳（管理台帳）と突合しているかなどを確認した。

イ 医療費

医療機関の診療費や薬代、PCR検査の費用が計上されており、管理台帳と領収書を突合した結果、医療費98万2630円、薬代5076円、PCR検査代35万2270円の合計133万9976円の支出を確認した。

ウ 宿泊支援費

ホテル等の宿泊代等が計上されており、管理台帳と領収書、銀行の振込履歴を突合した結果、領収書はあるが説明内容が不十分なもの（2件19万1653円）や受領者等一部の情報を明らかにしないために証憑書類として認められないもの（12件6万7500円）を除き、277万8940円の支出を確認した。

エ 車両関連費

月極駐車場代、タイヤ関係費用等が計上されており、管理台帳と領収書、銀行の振込履歴を突合した結果、車両維持費49万8247円、タイヤ関係費13万8600円、月極駐車場代44万6200円の合計108万3047円の支出を確認した。本件実施状況報告書には、「タイヤ購入・交換費用」が計上されているが、実際には「タイヤ交換・保管費用」であったことから、報告書の記載内容に誤記がないよう指導した。

オ 調査の結果

本件委託事業の実施に必要な経費の実績額を2713万1000円と特定し、委託料の上限の範囲内である2600万円を本件委託契約に基づ

く委託料として確定した。調査過程において、C o l a b o が領収書の一部の提示を拒むなどの対応があったことから、改善を指示した。

2 判断枠組み及び検討順序

(1) 名誉毀損による不法行為の成否について（争点1、3及び4関係）

ある表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、名誉毀損は成立し得るものである。ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、当該行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、当該行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しない（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その意見ないし論評の前提としている事が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為には違法性がなく、不法行為は成立せず、仮に上記証明がないときにも、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、当該行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しない（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判

決・民集43巻12号2252頁、最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

また、ある表現によって摘要された事実がどのようなものであるか、及びある表現の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該発言についての一般の視聴者等の普通の注意と捉え方とを基準として判断すべきものであり、このことは、前記の事実を摘要しての名誉毀損と意見又は論評による名誉毀損の区別に当たっても妥当するものというべきである。すなわち、表現中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、表現当時に一般の視聴者等が有していた知識ないし経験等を考慮し、上記部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘要するものと見るのが相当であり、また、上記のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を默示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘要するものと見のが相当である。（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁、前記最高裁平成9年9月9日判決、最高裁平成14年（受）第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）

(2) 名誉感情の侵害による不法行為の成立について（争点2及び4関係）

侮辱的な表現が人の名誉感情を侵害するにとどまるものである場合には、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に

初めて人の人格的利益の侵害が認められ得る（最高裁平成21年（受）第609号同2.2年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。

(3) 以下、本件の争点の検討、判断に当たっては、事案に鑑み、本件発言1～5ごとに、争点1（原告の社会的評価を低下させるか）、争点3（名誉毀損の成立に対する免責事由の存在）について判断した上で、本件各発言全体について、争点2（原告の名誉感情を違法に侵害するか）、争点4（配信及び文字起こし原稿の公表による不法行為の成立）について判断し、最終的に不法行為①～③のいずれかの成立が認められる場合に、争点5（損害）について判断する。

3 本件発言1及び2について

(1) 争点1（原告の社会的評価を低下させるか）について

ア 証拠（甲20、21）及び弁論の全趣旨によれば、本件発言1及び2は、C o l a b o らに対する誹謗中傷等をインターネット上で拡散している中心人物が原告であるとし、原告の投稿内容を要約、引用して虚偽であることを記載した資料（甲21）を配布して行われた本件記者会見の冒頭で、被告が別件訴訟の提起について説明をするなかで行った一連のものであることが認められ、一体のものと理解することが相当である。

本件発言1は、C o l a b o らに対して「サイバーハラスメント」、「オンラインハラスメント」が加えられていること、その態様はC o l a b o らに対するデマを流すというものであること、そのデマを流している代表的な人物の1人に対して提訴したことをいうものである。そして、上記のとおりの発言の状況を踏まえると、本件発言1の中の代表的な人物の1人とは原告を指し、原告がデマを流すという方法によって、C o l a b o らに「サイバーハラスメント」、「オンラインハラスメント」を加えているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものである（なお、サイバーハラスメント及びオンラインハラスメントという

表現が事実の摘示であることについては当事者間に争いがない。)。

証拠(乙9)によれば、「サイバーハラスメント」とは、執ようなオンライン上の発言によって相当程度の精神的苦痛を意図的に与えることと定義されていることが認められるところ、上記の定義は、「ハラスメント」という言葉に対する一般視聴者等の理解に照らしても自然なものといえる。したがって、本件発言1は、少なくとも、原告が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、オンライン上の発言によって、相当程度の精神的苦痛を意図的に与えているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものといえる。

また、一般的な視聴者等の理解を基準とすると、「デマ」とは、真実であることの根拠を欠く噂話と解されるから、「デマを流す」とは、真実であることの根拠を欠く情報、すなわち真実に反する情報を発信することをいう。したがって、本件発言1は、原告が、真実に反する情報を発信しているのではないかという印象を一般的な視聴者等に与えるものである。この点について、原告は、ある表現が最終的には真実でなかったとしても、その表現に一定の根拠があったのであればデマを流したとはいえないとして、デマを流すとは、何らの根拠に基づかずに発信する場合を指す旨の主張をする。しかし、真実でない表現も、多かれ少なかれ何らかの根拠に基づいて発信されていることが通常であり、何らかの根拠に基づいて発信されている場合にはデマではないとする、ある表現がデマといえる場合は極めて限られることになるが、一般的な視聴者等が、デマという言葉を上記のように限定的に理解するとは認められない。

そして、本件発言2は、サイバーハラスメント及びオンラインハラスメントの手段がC o l a b o らに対してデマを毎日大量に垂れ流すことである旨、これによりC o l a b o らの信用を傷付けている旨を述べるものであり、本件発言1と併せて考えると、本件発言1及び2は、原告が、

C o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を毎日大量に発信することによって、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えていているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであるといえる。

5 イ 一般に、真実に反する情報を毎日大量に発信する者の社会的評価は低いし、そのような情報発信を意図的に行う者に対する社会的評価はさらに低いといえるから、本件発言1及び2は、原告の社会的評価を低下させるというべきである。

10 この点、被告は、本件発言1及び2の核心部分である原告の投稿内容が真実に反しているという事実は、C o l a b o らの名誉を回復させるのみであり、原告の社会的評価を低下させないと主張するが、一般の視聴者等の普通の注意と捉え方を基準にすると、そのように解することはできない。また、被告は、被告の発言は紛争の一方当事者の立場という一定の留保をもって受け取られるから、直ちに原告の社会的評価を低下させないとも主張するが、本件発言1及び2は別件訴訟の提訴に係る弁護団による記者会見（本件記者会見）においてされた発言であり（前提事実(2)ア）、一般の視聴者等は、弁護団らが訴えを提起した上、記者会見を開いて発言をする以上、その発言には相応の根拠があると理解するから、被告の上記主張も採用することができない。

15

20 (2) 爭点3（名誉毀損の成立に対する免責事由の存在）について

本件発言1及び2が摘示する事実のうち重要部分は、原告が、インターネット上で、C o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信することによって、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えているという事実及びC o l a b o らが原告に対して提訴したという事実である。

25 C o l a b o らが原告に対して別件訴訟を提起した事実は真実である（前

提事実(2)ア)。

そこで、原告が、インターネット上で、C o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信すること（摘示事実①）によって、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えていたという事実（摘示事実②）について、以下、摘示事実①の真実性等（後記ア）、摘示事実②の真実性等（後記イ）及び意見論評としての域の逸脱性（後記ウ）の順で検討する。
5

10 摘示事実①の真実性等について、被告は、例えば、原告がS N S 等で発信した12個の情報（本件各情報）が、いずれも、C o l a b o らの社会的評価を低下させ真実に反することから、摘示事実①は真実であるし、少なくとも、被告において真実であると信じたことについて相当の理由があると主張する。まず、摘示事実①の真実性等に関し、本件各情報の反真実性等を検討する。

15 ア 本件発言1及び2の摘示事実①（原告による真実に反する情報発信等）の真実性等について

後記(ア)～(シ)の各認定事実欄記載の事実は、掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる（以下、(ア)～(シ)の各認定事実を、「認定事実(ア)」などということがある。）。

(ア) 本件情報1の反真実性等

20 a 認定事実

(a) 原告は、令和4年9月9日、n o t e に、「C o l a b o と仁藤夢乃さんの生活保護ビジネスについて調べてみました」と題する記事（以下「原告投稿1」という。）を投稿した。原告投稿1は、「認知プロファイリング探偵」である「暇空茜」とその助手である「なる子」の会話という形式をとっており（なお、原告のn o t e における投稿は、原告がY o u T u b e に

投稿する動画の台本という形で、基本的に上記と同様の形式になっている。）、その内容は、別紙4「原告投稿目録」記載1のとおりである。（甲21、29の3）

(b) C o l a b o は、一時シェルター等による緊急時の保護・宿泊支援、中長期シェルター（シェアハウス）による生活支援を行っている。一時シェルターは、緊急時の保護や様々な事情で家にいられない場合などに利用されるものであり、シェアハウスは、様々な事情で生活保護制度が利用できない女性を中心として、貯金をして一人暮らしができるようになるまでの場所として利用されるものである。C o l a b o は、令和3年度以降、5軒15部屋のシェアハウスを運営しており、これらの間取りはいずれも3LDKで、個室には鍵がかかるようになっている。

（共通認定事実(1)ア(エ)(オ)、甲6、41、乙18～20、60）

b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿1のうち、被告が本件情報1として指摘する部分は、「C o l a b o と仁藤さんの生活保護ビジネスについて調べてみました」との題名で、C o l a b o のFacebook等の写真を引用しつつ、「C o l a b o は10代の女の子をタコ部屋に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人6500円ずつ徴収している」、「ガチでタコ部屋じゃないですか、なんですかこれ。右には荷物積んであるし倉庫兼用じゃないですか。地震来たら危ないですよ。っていうか狭すぎますよ。」、「この3人で倉庫の横で寝てる部屋は、C o l a b o の公式資料でC o l a b o のシェアハウスだと確定です。」、「家賃は3万

円じゃなくて3万円～、これは本当は65000円だよ」、「141000円の収入って生活保護だよ」、「家賃も65000円ってことにしてる。」、「Colaboは家出少女に弁護士を使って役所にカチこんで生活保護をつけ、シェアハウス（タコ部屋）やアパート（自物件）に住まわせて一人月65000円を徴収している。」などと記載する部分である。これは、Colaboが、支援対象の女性に生活保護を受給させ、シェアハウスとして倉庫と兼用の「タコ部屋」（一般に、炭鉱労働者等が居住させられた劣悪な環境の場所を指すものと解される。）に住まわせ、1人当たり月6万5000円を徴収していることを繰り返し、かつ断定的に述べるものである。

したがって、本件情報1は、少なくとも、Colaboが、支援対象の女性たちに生活保護を受給させて毎月6万5000円を徴収しながら、倉庫と兼用の狭い部屋で共同生活をさせているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、Colaboの社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反真実性

本件情報1が摘示する事実は、少なくとも、Colaboが、支援対象の女性たちに生活保護を受給させて毎月6万5000円を徴収しながら、倉庫と兼用の狭い部屋で共同生活をさせているという事実である。

認定事実(ア)(b)のとおり、Colaboは、令和3年度以降、シェアハウスを5件15部屋運営していることが認められる。そして、同年度のColaboの活動報告書（甲6）によれば、同年度のシェアハウスの入居者は10名とされているこ

とが認められることからすると、C o l a b oにおいて、支援対象の女性ら複数人を一室で共同生活させる必要はなく、ほかにC o l a b oが女性らを狭い部屋で共同生活させていたことをうかがわせる証拠はないから、C o l a b oが、支援対象の女性らを、倉庫と兼用の狭い部屋で共同生活をさせているとの本件情報1の摘示事実は真実に反する。なお、原告投稿1が引用する部屋の写真は、証拠（乙21、22）によれば、年末の合宿の様子を撮影したもの（別紙4の1・画像①、④）、一時シェルターのもの（画像③）であると認められ、画像②についても、女性らがその部屋で寝泊まりしている状況を撮影したものでないから、これらの写真をもって、複数の女性らが狭い部屋で共同生活をしていることを推認することはできない。

また、C o l a b oが支援対象の女性らに生活保護を受給させ、そこから毎月6万5000円を徴収しているとの本件情報1の摘示事実について、原告は、3人の女性がホワイトボードに家賃や医療費等の数字を書き込んでいる写真（画像⑤）を引用し、2人の女性がホワイトボードに記入した14万1000円という数字が、東京都の18歳未満・一人暮らしの場合の生活保護費とほぼ同値であること、3人の家賃、光熱費及び保険+税の費用の合計が6万5000円となること（画像⑥）を指摘する。しかし、証拠（乙23）によれば、画像⑤は、女性らが生活に必要な費用を算出した上で、どの程度の収入が必要かを検討している状況を撮影したものであることが認められ、必要な収入額とされた金額と生活保護費が近似していたとしても、女性らに生活保護費を受給させた根拠とはいえない。また、原告投稿1が引用する生活保護費の額が14万0530円である

とする資料（画像⑦）には、内訳として児童1名に対する児童養育加算1万0190円が加算されており、上記金額は世帯中に児童1名がいる場合の生活保護費を示す資料であって10代の女性1人の生活保護費の額ではないことがうかがわれるから、そもそも14万1000円が生活保護費とほぼ同値であるともいえない。そして、本件全証拠をみても、画像⑤⑥記載の光熱費の額や保険+税の額をC o l a b o が受領していることをうかがわせる証拠は一切ない。C o l a b o が、女性たちに生活保護を受給させて、そこから毎月6万5000円を徴収しているとの本件情報1の摘示事実は、真実に反する。

以上より、本件情報1の摘示事実は、真実に反する。

（イ）本件情報2の反眞実性等

a 認定事実

原告は、令和4年9月3日、n o t e に、「「共産党と繋がることができるですよ」C o l a b o と仁藤夢乃さんの闇を調べてみました。」と題する記事（以下「原告投稿2」という。）を投稿した。原告投稿2の内容は、別紙4「原告投稿目録」記載2のとおりである。（甲2.9の1）

b 判断

（a）社会的評価の低下

原告投稿2のうち、被告が本件情報2として指摘する部分は、その冒頭付近において、「C o l a b o は合宿と称して、沖縄辺野古基地反対座り込みや、韓国に行って慰安婦問題団体と会合をしたり政治活動をしています。自分たちの活動に協力し参加する女の子を強く支援し、自分たちのアパートに住ませ、弁護士とともに役所に行って生活保護を受給させています。生活

保護を受給している女の子たちを無給で働かせ、C o l a b o のお金で政治活動旅行や外食に連れて行って見返りを与えています。」と記載し、その後は、仁藤の著作の内容を引用しつつ、これにコメントを加えるという形式をとっている部分である。その中には、仁藤が、支援対象の女性との外食について、「C o l a b o のお金で支払ってあるときもあるよ。基本はあとで精算してるんだよ。」と述べていることに関し、「“基本は”精算してます。つまりほぼ毎回C o l a b o の費用から出しますね。」との記載、C o l a b o の支援を受けている「めぐみ」が、バスカフェでの声掛けを長く続いていることに関し、「長く、体力的に疲れるくらい、バスカフェの声掛けの手伝いを続けているらしいですね、無給なのかな？これ東京都から税金が出てる事業です」、「支援した女の子が自発的な協力精神に目覚めたのです（棒読み）」との記載、同じ「めぐみ」が、「沖縄で辺野古に行って、基地の問題を初めて知ったり、韓国の人たちと交流して、「慰安婦」問題のことを知ったり。」と述べていることに関し、「辺野古に行って初めて基地問題を知ったとか言ってますよ？これだと自発的に参加したって建前が通らずに、沖縄旅行だよって連れて行って、さあ基地反対にも参加してね！ってやったってことになりますが・・・」、「そうでしょう？C o l a b o の合宿で沖縄旅行に行こうって誘ったんでしょ」との記載、「C o l a b o の実体がみえてくる」として、C o l a b o がシェアハウスのほかに「その先の住まいとして個室アパート8部屋を建設しました。」としていることに関して、「その先の住まい・・・“その先”って生活保護をつけて持ち物件のアパートに住まわせて、無給で都の受託事業を手伝

わせたり、現政権批判勉強会をしたり、基地反対座り込みや、慰安婦問題を学んだりするって・・・コト？」との記載がある。

上記のとおり、原告投稿2は、その冒頭部分において、C o l a b o が、女性らを無給で働かせ、その「見返り」に外食や「政治活動旅行」に連れていく旨を断定的に述べた上で、C o l a b o が活動を手伝っている女性らに賃金等を支払っていないのか疑問を呈し、C o l a b o がC o l a b o の費用で女性らを外食に連れて行っていること、合宿と称して女性らを沖縄に連れていく、(米軍)基地の反対運動に参加させていることを述べ、C o l a b o の実態として、女性らに賃金等を支払わずに本件委託事業を手伝わせたり、政治的な活動に参加させていることを指摘している。そうすると、本件情報2は、少なくとも、①C o l a b o が、支援対象の女性らにC o l a b o の活動を手伝わせているにもかかわらず、賃金等を支払っていないのではないか、②C o l a b o が、C o l a b o の活動を手伝わせる対価として、支援対象の女性らをC o l a b o の費用で外食に連れていくのではないか、③C o l a b o が、支援対象の女性らにC o l a b o の活動を手伝わせる対価として、旅行に連れていく、その旅行先で政治活動に参加させているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものである。なお、原告は、原告投稿2は「無給なのかな？」と賃金等の支給の有無に疑問を投げかけたにすぎないと主張するが、上記のとおり、原告投稿2の中には、C o l a b o が女性らに賃金等を支払っていないことを断定的に述べる記載も存在していることに照らせば、上記主張は採用することができない。

そして、上記①及び③は、C o l a b o の社会的評価を低下

させるが、②は、具体性に乏しく、直ちにC o l a b oの社会的評価を低下させるものとはいひ難い。

(b) 反眞実性

本件情報2のうち前記①及び③が摘示する事実は、少なくとも、①C o l a b oが、支援対象の女性らにC o l a b oの活動を手伝わせているにもかかわらず、賃金等を支払っていないという事実、及び、③C o l a b oが、支援対象の女性らにC o l a b oの活動を手伝わせる対価として、旅行に連れていく、その旅行先で政治活動に参加させているという事実である。

まず、本件情報2の摘示事実①について、支援対象の女性らがボランティアとしてC o l a b oの活動を手伝うということも想定される。この点、被告は、C o l a b oは同女性らがC o l a b oの活動に参加した場合には相応の支援費を支払っている旨主張するが、その支払額について具体的な主張立証をしない。したがって、本件情報2の摘示事実①が眞実に反することは認めるに足りない。

次に、本件情報2の摘示事実③について、認定事実(イ)及び証拠(甲6)によれば、C o l a b oの支援を受けた女性らからなるグループである「T s u b o m i」のメンバーらが、合宿として長野や沖縄に行き、性売買経験当事者との交流活動や基地反対運動に参加したりしていることが認められるが、上記の合宿や活動が、同女性らがC o l a b oの活動を手伝うことの対価として行われていることをうかがわせる事情は見当たらない。かえって、「T s u b o m i」は、「C o l a b oとつながる少女たちがつながり、共に過ごし、活動する場」とされ、その活動の一つに「合宿などの体験活動を通して社会問題につ

いて学んだり」することが挙げられている。したがって、本件情報2の摘示事実③は、真実に反する。

(ウ) 本件情報3の反眞実性等

a 認定事実

(a) 原告は、令和4年9月13日、noteに「Colaboと仁藤夢乃さんの闇が深すぎました」と題する記事（以下「原告投稿3」という。）を投稿した。原告投稿3の内容は、別紙4「原告投稿目録」記載3のとおりである。（甲29の4）

(b) Colaboは、Colaboの自主事業として、産婦人科医と提携して「無料プロジェクト」と称される支援活動を実施している。上記活動は、支援対象の女性らに対するピルの処方等の一定の医療行為に伴う医療費について、自己負担分をColaboが支払い、後に同額を医療機関がColaboに寄付するという形をとっている。Colaboは、令和3年度、上記活動により69万4010円を支出し、連携先の産婦人科医から同額の寄付を受けた。（甲6、21、29の4、乙60）

他方、Colaboは、支援対象の女性らに対し、「無料プロジェクト」の対象外の医療費についても、Colaboが自己負担分を支払うという形で支援を行っている。令和3年度において、上記支援活動により生じた費用は133万9976円であり、そのうち65万円が本件事業の費用として計上されている。（甲11、21、乙41、60）

b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿3のうち、被告が本件情報3として指摘する部分は、「医療費不正会計疑惑」との見出しの下、「ピルを飲みたいけ



どお金がない 無料プロジェクトを始めた産婦人科医が見た現実」とのインターネット上の記事から、産婦人科医の「保険診療の場合、患者さんの自己負担部分は団体に支援していただき、後程同額を団体に寄附するという形で医療を提供しています」、
「計69万4010円を、クリニックからの持ち出しで提供しています。」とのコメントを引用した上で、「保険診療の負担分をC o l a b o が支払ったあとで、寄付金で全額キックバックしてるってかいてあるね。」、「あと、C o l a b o のこれ不正会計でしょ。経費の支出を支援費としてつけて、そのあと全額寄付でキックバックしてもらってるんだから。真っ黒でしょ」と記載する部分である。これは、産婦人科医がC o l a b o に医療費相当額を寄付している旨の記事の引用に続けて、C o l a b o が医療費を支援費として計上しつつ、医療機関から「全額寄付でキックバックしてもらってる」ことを「不正会計」と述べるものである。したがって、本件情報3は、少なくとも、C o l a b o が、東京都に対し、支援対象の女性らに係る医療費を経費として報告しつつ、医療機関からこれと同額の寄付を受領して、医療費相当額を不正に利得しているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b o の社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反眞実性

本件情報3が摘示する事実は、少なくとも、C o l a b o が、東京都に対し、支援対象の女性らに係る医療費を経費として報告しつつ、医療機関からこれと同額の寄付を受領して、医療費相当額を不正に利得しているという事実である。

認定事実(ウ)(b)のとおり、C o l a b o は、連携する産婦

人科医から寄付を受けた69万4010円とは別に、医療費として65万円以上を支出し、そのうち65万円を本件委託事業に基づく経費として計上しているものであり、C o l a b o が医療費相当額を利得しているものではない。したがって、本件情報3の摘示事実は、真実に反する。

5
(エ) 本件情報4の反眞実性等

a 認定事実

(a) 原告は、令和4年11月4日、Xに「共産党と強いつながりのあるC o l a b o 代表仁藤夢乃さんのコラボバス、「年間2000kmしか走行しない」のに令和元年から3年間タイヤを申請。しかし「2014年製の錆びたホールのタイヤ」／タイヤ代と交換費用合計で「132万7282円を税金から横領成功」／はいアウト－wwwwww」と記載したポスト（以下「原告投稿4」という。）を投稿した（乙24）。

10
15
(b) 本件措置結果は、C o l a b o は、令和3年度にタイヤ交換（冬用タイヤへの交換）・保管費用13万8600円を含む車両関連費用として合計108万3047円を支出していることを確認し、C o l a b o が本件委託事業に関して作成提出した本件実施状況報告書にタイヤ購入費用として計上していることは誤記である旨を指摘している（共通認定事実(6)エ、甲11、乙41）。

20
25
b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿4（本件情報4）は、C o l a b o が、令和元年から3年間、東京都に対して、タイヤ代及び交換費用として合計132万7282円を架空に請求し、不正に金員を領得したの

ではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、
C o l a b o の社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反眞実性

本件情報4が掲示する事実は、C o l a b o が、令和元年から3年間、東京都に対して、タイヤ代及び交換費用として合計132万7282円を架空に請求し、不正に金員を領得したという事実である。

原告が指摘するタイヤ代及び交換費用の「132万7282円」は、原告投稿4に引用された画像（乙24）にある、令和元年度から令和3年度までのタイヤ関係費用の合計額を指すと解されるところ、原告は、C o l a b o が令和3年度には、存在しないタイヤ購入費用が経費として計上されていること、C o l a b o が平成30年（2018年）に購入したバスのタイヤが平成26年（2014年）製のままであることから、C o l a b o が経費として計上したタイヤ代と交換費用は、全て架空であると主張する。しかしながら、本件実施状況報告書の令和3年度のタイヤ購入費用としての経費計上が誤記である旨の指摘がされたことは、認定事実(エ)(b)のとおりであるが、同報告書には同年度のタイヤ購入費用を含む車両関連費用として合計102万8000円が計上されたのに対し、本件監査の結果、同車両関連費用は、同額を上回る合計108万3047円の支出が確認されているから（甲11）、これをもって令和3年度のタイヤ代を不正に領得したとは言えない。また、原告投稿4に引用された画像からはタイヤ購入費用としては令和元年度と令和2年度にタイヤ交換費と冬用タイヤの購入費用が計上されているのみであるから、C o l a b o が令和元年度以降に

バスのために夏用タイヤを購入した事実はうかがわれない。そして、証拠（甲30）によれば、令和4年11月4日、バスのタイヤが平成26年製であることを報道した記事が公開されているところ、上記記事で引用されている画像のバスの撮影年月日は明らかではないものの、公表日に近接する頃に撮影された場合、東京都下を走行、駐車することが予定されているバス（前提事実(1)、共通認定事実(1)）に、冬用タイヤが装着されていない可能性も十分あり得ることから、同画像をもって、C o l a b o が令和元年度及び2年度にタイヤ購入及び交換費用を架空計上したということはできない。他に、C o l a b o が、タイヤ関連費用を架空に請求していることをうかがわせる事情は何ら見当たらない。したがって、本件情報4の摘示事実は、真実に反する。

（オ） 本件情報5の反眞実性等

a 認定事実

(a) 原告は、令和4年11月5日、noteに「C o l a b o の活動報告書は嘘だらけのデタラメでした【共産党と強いつながりのあるC o l a b o 代表仁藤夢乃さん】」と題する記事（以下「原告投稿5」という。）を投稿した。原告投稿5の内容は、別紙4「原告投稿目録」記載4のとおりである。（甲29の8）

(b) C o l a b o は、本件委託事業に係る事業計画書において、宿泊支援に係る費用として、1泊1万円で300泊を前提に300万円とする旨の記載をした（甲36）。

C o l a b o による令和3年度の宿泊支援のうち、相談者のホテル宿泊数は、61名232泊となっている（甲6）。

C o l a b o は、宿泊支援として303万8000円を支出

5

したとして、そのうち300万円を本件委託事業に基づく経費として申請したところ、本件措置結果によれば、領収書はあるが説明内容が不十分なもの（2件19万1653円）や受領者等一部の情報を明らかにしないために証憑書類として認められないもの（12件6万7500円）を除き、277万8940円が支出されていることが確認され、また、本件委託事業の実施に必要な経費は2713万1000円であると特定され、2600万円が委託料として確定された（共通認定事実(6)ウ・オ、甲11）。

10

b 判断

(a) 社会的評価の低下

15

原告投稿5のうち、被告が本件情報5として指摘する部分は、C o l a b o がウェブサイトで公表している活動報告書と本件実施状況報告書を参照しつつ、「ここH P 報告書でホテル宿泊は232泊ってなってるけど経費精算だと1泊1万円上限で300泊の300万申請してます」、「もしもし？ポリスメン？もしもし？納めた税金が盗まれてるんです、早く来てポリスメン！？」と記載している部分である。これは、C o l a b o は実際には宿泊支援を232泊分しか行っていないにもかかわらず、東京都には300泊分の支援を行ったと申請していることを指摘した上で、「税金が盗まれてる」などと述べるものであるから、本件情報5は、少なくとも、C o l a b o が、架空の宿泊支援費を経費として東京都に請求し、不正に金員を領得しているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b o の社会的評価を低下させるというべきである。

20

25

(b) 反真実性

本件情報5が摘示する事実は、少なくとも、C o l a b oが、架空の宿泊支援費を経費として東京都に請求し、不正に金員を領得しているという事実である。

認定事実(才)(b)のとおり、C o l a b oは、事業計画においては1泊1万円を前提に300泊の宿泊支援を行うとして300万円の予算を計上し、実際には、宿泊支援として232泊を実施した。もっとも、上記はあくまでも事業計画に基づく予算にすぎず、執行の場面で一定の増減があることは当然に予定されている。そして、C o l a b oは、本件措置結果において、証憑として妥当でないとされたものを除き277万8940円を支出していることが確認され、最終的に本件委託事業の実施に必要な金額は委託料として確定された2600万円を超えると認定されている（共通認定事実(6)）。したがって、本件情報5の摘示事実は、真実に反する。

(カ) 本件情報6の反真実性等

a 認定事実

(a) 原告は、令和4年9月19日、n o t eに「C o l a b oと仁藤夢乃さんの都条例違反について調べてみました」と題する記事（以下「原告投稿6」という。）を投稿した。原告投稿6の内容は、別紙4「原告投稿目録」記載5のとおりである。

（甲29の5）

(b) C o l a b oは、令和3年度末時点において、合計1億8000万円を「シェルター居場所増設職員雇用積立金」として積み立てていた（甲6、29の5）。

b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿6のうち被告が本件情報6として指摘する部分は、
C o l a b o が合計1億8000万円を「シェルター居場所増
設職員雇用積立金」としてプールしていることを指摘した後に、
「これはあくまで推測なんだけど、現預金が一定以上あると助
成金とかが貰えなくなるから、積立金ってことにしてごまかし
てるんじゃないかなって公認会計士の人が言ってたね」、「びや
あああああああああ！！ぼくの納めた税金かえしてえええ
え！！」と記載する部分である。これは、「ぼくの納めた税金
かえして」と述べてC o l a b o に税金を返還するよう求めて
いることにも照らすと、C o l a b o が税金を原資とする助成
金等を不正に領得していることを前提として、これを原告を含
む納税者に返還するよう求める趣旨と解される。したがって、
本件情報6は、C o l a b o が、現預金を積立金とすることに
よって助成金を不正な行為によって取得しているのではないか
という印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b
o の社会的評価を低下させたというべきである。

(b) 反眞実性

本件情報6が掲示する事実は、C o l a b o が、現預金を積
立金とすることによって助成金を不正な行為によって取得して
いるという事実である。

認定事実(カ)(b)のとおり、C o l a b o は、合計1億80
00万円の積立金を積み立てていることが認められるが、この
ことから、C o l a b o が不正に助成金等を取得していること
を推認することはできず、ほかに、C o l a b o が不正な手段
によって助成金等を取得していることをうかがわせる事情は見

当たらない。したがって本件情報 6 の摘示事実は、真実に反する。なお、公認会計士の「ほのぼの」と名乗る人物がウェブサイト上に投稿した記事（甲 37）には、原告の主張に沿う記載部分が存するが、同記事の作成者自体明らかでない上、同記事がいう「助成金での基準」（甲 37 の 2 頁）の意味内容も判然とせず、同主張を採用することはできない。

（キ） 本件情報 7 の反眞実性等

a 認定事実

原告は、令和 4 年 10 月 28 日、X に「これが 2600 万円税金をもらえる、共産党と強いつながりがある c o l a b o 代表の仁藤夢乃さんが提出した経費精算書です！！！！！！！」これ以外の領収書とかは一切ありませんこれだけです！！」と記載したポスト（以下「原告投稿 7」という。）を投稿した。原告投稿 7 には、本件実施状況報告書に記載されている「事業実績額」（費目ごとの経費の総額のみが記載されているもの）欄の画像が添付されている。また、原告投稿 7 は、「1 枚目 見積書 宿泊費は都の規定で一泊上限一万円なので 300 泊で 300 万／2 枚目 コラボの活動報告書 6 1 名 232 名／ほー、ほなら 232 万やろな／3 枚目 経費精算された活動結果報告書 ホテル代 300 万／やってんねえええええええええええええ！！！！！！！」との記載があるポストにつなげて投稿されている。（乙 25）

b 判断

（a） 社会的評価の低下

原告投稿 7 は、「領収書とかは一切ありませんこれだけです！！」と述べて、C o l a b o が、本件委託事業に関して東京都に領収書を提出していないにもかかわらず、「2600 万

円税金をもら」っていると記載するものである。「税金をもらえる」という表現は、一般の視聴者等に、C o l a b o が公金の支出に値する活動をしていないにもかかわらず公金を受領していることを示唆する表現である。また、認定事実(キ)のとおり、原告投稿7につなげて投稿されたポストは、C o l a b o が宿泊費を不当に領得している旨の事実（前記(オ)参照）を摘示している。そうすると、原告投稿7（本件情報7）は、C o l a b o が、領収書等を東京都に提出していないにとどまらず、その理由が、C o l a b o において宿泊費の架空請求等の不正をしている点にあるのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b o の社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反真実性

本件情報7が摘示する事実は、C o l a b o が領収書等を東京都に提出していないという事実、及び、その理由がC o l a b o において宿泊費の架空請求等の不正をしている点にあるという事実である。

原告投稿7が投稿された当時、C o l a b o は、本件実施状況報告書の提出に当たって領収書等を提出していない。証拠（甲8）及び共通認定事実(2)エによれば、本件委託契約において、C o l a b o は、領収書等の整備・保存義務を負う一方、精算時に領収書等を提出することまでは定められていないことが認められる。また、共通認定事実(6)で示した本件措置結果の概要及び本項 ((2)ア) における本件各情報中のC o l a b o による公金の不正取得等の事実が真実に反する旨の説示判断によれば、C o l a b o が架空請求等の不正をしているとの事実は

認めることができない。したがって、C o l a b o が領収書等を東京都に提出していなかったのは、本件委託契約に提出義務の定めがなかったからにほかならず、架空請求等の不正をしている点にあるという本件情報 7 の摘示事実は、真実に反する。

5 (ク) 本件情報 8 の反眞実性等

a 認定事実

仁藤は、令和 4 年 10 月 18 日、X に「バスカフェのバスが傷付けられました。先週水曜日の活動時にはなかった、鋭いもので何度も切り付けられたような傷。胸が痛みます。」との記載があるポストを投稿した。上記ポストに添付されたバスの車体の写真には、横一線に黒い線のようなものが入っている様子と、それとは別に、上記の黒い線に沿うような形で切り付けられたような傷がある様子が写っている。(乙 2-6)

原告は、同日、note に「C o l a b o と仁藤夢乃さんのバスカフェ切り裂き被害を検証してみる」との記事（以下「原告投稿 8」という。）を投稿した。原告投稿 8 の内容は、別紙 4 「原告投稿目録」記載 6 のとおりである。原告投稿 8 の中には、令和 3 年 11 月時点におけるバスの車体の写真（別紙 4 の 6・画像⑧）が添付されているところ、その写真には、仁藤のポストに添付された写真と同様の黒い線のようなものが移っていることは確認できるものの、切り付けられたような傷は確認できない。(甲 2-9 の 6)

また、原告は、同日、Y o u T u b e に、「【傷松】仁藤夢乃氏が大恥をかいた苦しすぎる被害者仕草が即バレした模様www」と題する動画を投稿した(乙 2-7)。

25 b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿8のうち、被告が本件情報8として指摘する部分は、認定事実(ク)記載の仁藤の投稿を踏まえ、「こちらは2021年11月の写真です。2021年11月にはもう傷ができていますね」として、C o l a b oのバスの車体の写真を添付している部分である。これは、仁藤が、バスに令和3年11月からついていた傷について、何者かによって新たにつけられたものであるという虚偽の主張をしている旨を掲示している。また、認定事実(ク)記載の動画のタイトルには、「被害者仕草」（被害者のふりをすることを意味するものと解される。）との記載があること、原告投稿8の末尾付近には、「どけ！俺が犯罪被害者様だ！！」、「領域展開！！過去傷不存在被害届」などの記載（いずれも、仁藤が、被害者のふりをしてバスに傷をつけられたと虚偽の主張をしていることを揶揄する表現と解される。）があることも考慮すると、本件情報8は、少なくとも、仁藤が、バスに令和3年11月からついていた傷を新たにつけられた傷であるとの虚偽の主張をして、被害者のふりをしているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、仁藤の社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反真実性

本件情報8が掲示する事実は、少なくとも、仁藤が、バスに令和3年11月からついていた傷を新たにつけられた傷であるとの虚偽の主張をして、被害者のふりをしているという事実である。

認定事実(ク)のとおり、令和3年11月時点で、バスに横一直線に黒い線が入っていることが認められるが、仁藤が令和4年10月18日に投稿した写真には、これとは別に、バスに刃

物のようなもので切り付けられたような傷が写っている。そうすると、仁藤が主張する傷が、令和3年1月からあつた傷であるとは認められないから、本件情報8の摘示事実は、眞実に反する。

5 (ケ) 本件情報9の反眞実性等

a 認定事実

原告は、令和4年10月31日、Xに「あかんハイタイ／C o 1 a b o の予算と実績をE x c e l にうちこんでたら／・合計額は必ずピッタリ一致／・令和3年サボりすぎ／クソワロタ／どうせバレへんのやーって調子こいちやつたね／運が悪かったねそこで俺が調べて／わはははははははは／なんだこれ／わははははははははははははは／なんだこれ」と記載したポストを投稿した（乙28）。また、原告は、その数分後、Xに「共産党とつながりがあるC o 1 a b o 代表仁藤夢乃さんの予算申請と実績（経費申請）の一覧です／これ全部税金です／端数が発生したのは「初申請」と「増額申請」したときだけです／あはははははははは 金返せ」と記載したポストを投稿した（乙29。以下、上記2つのポストをまとめて「原告投稿9」という。）。原告投稿9に添付された表には、平成30年から令和3年までのC o 1 a b o の予算申請と経費申請の金額が入力されており、令和元年度と令和3年度は、予算申請の額と経費申請の額が、各費目においても一致している。

20 b 判断

(a) 社会的評価の低下

25 原告投稿9は、C o 1 a b o の「予算申請」の額と「経費申請」の額が、令和元年度と令和3年度において、初申請の際と増額申請の際を除いて一致していること（端数が発生していな

いこと）を指摘しつつ、「令和3年度サボりすぎ」、「金返せ」と述べている。そうすると、原告投稿9（本件情報9）は、少なくとも、C o l a b oが、令和3年度において、実際には活動していないにもかかわらず架空の費用を計上するなどして、委託料を不正に取得しているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b oの社会的評価を低下させたというべきである。

（b） 反真実性

本件情報9が掲示する事実は、少なくとも、C o l a b oが、令和3年度において、実際には活動していないにもかかわらず架空の費用を計上するなどして、委託料を不正に取得しているという事実である。

共通認定事実(5)アのとおり、令和3年度について「予算申請」の額と「経費申請」の額が一致しているのは、後者が前者を上回っており、予算額の限度で実績額を申告しているにすぎないからである。そして、ほかにC o l a b oが令和3年度において委託料を不正に取得したことをうかがわせる証拠はない。したがって、本件情報9の掲示事実は、真実に反する。

（コ） 本件情報10の反真実性等

a 認定事実

原告は、令和4年9月13日、noteに「C o l a b oと仁藤夢乃さんの闇が深すぎました」と題する記事（原告投稿3）を投稿した。その内容は、認定事実(ウ)(a)のとおりである。

b 判断

原告投稿3のうち、本件情報10として被告が指摘する部分は、「都庁問い合わせ続報」との見出しの下、原告が東京都の職員に問

合せをした内容が記載されている部分である。東京都の職員が、「C o l a b o が実施要項にある原則週1回を一度も満たしたことがないことについて」、「33回、33回、34回とこれまでの3年間で要綱の52回の6割程度しか実施できていないことについては、コロナ等色々とあって思うように動けてないとは報告を受けているので、特にこれといって是正勧告などはしていない。なぜこれでOKなのは私の権限では答えられないので上司に確認する。」と回答したことに対し、原告が、「発注先が約束した仕事の6割しか納品しなかったのに毎年増額して依頼しつづけてるってことですよね？こんなのが会社員だったら横領を疑われるべき事案じゃないですか？」と記載している。本件委託契約に係る仕様書の記載内容（共通認定事実(2)エ）も併せ考えると、これは、C o l a b o が、本件事業（モデル事業も含む。）に関し、要項に定められた原則週1回のアウトリーチ支援活動を行っていない一方、毎年増額した委託料の支払を東京都に請求していることを述べているといえる。もっとも、「都庁問い合わせ続報」の項目の最後には、「以上 上司に確認の上で応えられる点については回答もらえるとのことでしたので、回答あつたらまた共有します。」として、一定の留保を付しており、必ずしも断定的な表現にはなっていない。そうすると、本件情報10は、直ちに、C o l a b o が要綱に違反しているという印象を一般の視聴者等に与えるものであるとまではいえず、形式的には要綱に違反している可能性があるという印象を一般の視聴者等に与えるものにとどまる。そして、一般の視聴者等は、原告投稿3の本件情報10部分自体から、週1回のアウトリーチ活動が実施できない理由につき、新型コロナウイルス感染症の拡大等を想定することが十分可能である上、東京都において特に是正勧告などの措置

が執られていない旨が示されていることから、アウトリーチ支援活動を規定の回数行っていない一方で委託料を増額して請求していることが、必ずしも C o l a b o の社会的評価を下げるとまでとはい難い。

したがって、本件情報 10 の反真実性について判断するまでもなく、本件情報 10 を根拠とする被告の免責事由の存在に関する主張は採用することができない。

(サ) 本件情報 11 の反真実性等

a 認定事実

原告は、令和 4 年 9 月 4 日、 note に「C o l a b o と仁藤夢乃さんのお金の闇をもっと調べてみました」と題する記事（以下「原告投稿 10」という。）を投稿した。原告投稿 10 の内容は、別紙 4 「原告投稿目録」 7 記載のとおりである。（甲 29 の 2）

b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿 10 のうち、本件情報 11 として被告が指摘する部分は、上記投稿が、令和 3 年度の C o l a b o の活動報告書に記載されている給食費約 396 万円を、同報告書記載の食事提供数 1535 食で除した場合、一食当たり約 2600 円になることを指摘した上で、「この刑務所以下のロールキャベツ定食と弁当を寄付金をちょろっと配って一食 2600 円！？」と記載し、また、令和 2 年度において同様の計算をした場合には一食当たり 1148 円になることを指摘した上で、「ええええ！？なんで 2021 年になって 2 倍以上になってるの？それでこのロールキャベツ定食なんですか！？」、「うーん・・・・・・あ！（ピコーン！）オラッ！オラッ！」、「ち

よ！背中蹴らないで！」、「それを英語でいうと？」、「バックをキックしないで！ノットキックバック！！」と記載している部分である。これは、C o l a b o が提供している食事が、給食費を食事提供数で除した場合の金額（約2600円）と比較して不相当であること、令和2年度と比較して令和3年度の一食当たりの単価額が2倍になっていることを述べた上で、C o l a b o が「キックバック」ないしこれに類する不正な手段により金員を領得していることを婉曲に表現したものというべきである。そうすると、本件情報11は、少なくとも、C o l a b o が、実際に提供した食事より過大な給食費を計上し、その差額を不正に領得したのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、C o l a b o の社会的評価を低下させるというべきである。

(b) 反眞実性

本件情報11が掲示する事実は、少なくとも、C o l a b o が、実際に提供した食事より過大な給食費を計上し、その差額を不正に領得したという事実である。

証拠（甲6）によれば、C o l a b o の令和3年度の活動報告書には、給食費395万6070円、食事提供数1535食とされている。この点、証拠（甲21）によれば、C o l a b o においては、シェルターで一緒に食事をしたり、レストランやカフェ等で相談を聞きながら食事をし、その費用をC o l a b o が負担するという方法だけでなく、バスカフェ等に来た女性に食品を持ち帰らせたり、地方から支援を求めてきた女性に食品を郵送したりする場合もあり、後者の方法で食品を提供する場合は、上記の食事提供数に計上しないという取扱いをして

いることが認められる。したがって、上記活動報告書記載の給食費を同記載の食事提供数で除した金額が一食当たりの単価になるとはいはず、この点で原告の主張は根拠がない。そのほか、C o l a b o が、過大な給食費を計上することで金員を不正に領得していることをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、本件情報11の摘示事実は、真実に反する。

(シ) 本件情報12の反眞実性等

a 認定事実

原告は、令和4年11月5日、noteに「C o l a b o の活動報告書は嘘だらけのデタラメでした【共産党と強いつながりのあるC o l a b o 代表仁藤夢乃さん】」と題する記事を投稿した（原告投稿5。認定事実(オ)(a)参照）。

b 判断

(a) 社会的評価の低下

原告投稿5のうち、本件情報12として被告が指摘する部分は、C o l a b o が東京都に提出した本件実施状況報告書（甲9）とC o l a b o がウェブサイトで公表している活動報告書（甲6）の記載を比較している部分である。例えば、令和3年度におけるS N Sによる相談人数に関して、前者では4279人とされている一方、後者ではL I N Eが1万2596件、S N Sが186件とされていることを指摘した上で、「この場合は都庁に提出した4279のほうが本当の数字に近そうだね。で、H Pのほうはここを大量に水増ししたんじゃないかな。他に説明つく？他の数字はほぼ一致してるからここだけ水増ししたとしか言えないよ」と記載されている。また、同じく令和3年度の宿泊を伴う保護人数に関して、実施状況報告書には短期

67名、長期0名とされている一方、活動報告書には短期74名、長期10名となっていることについて、「これね一、結論言うと共産党の活動家の女の子に寮と活動費を援助しつつ、女の子を保護したというスキームじゃない?」、「まあこれはあくまでもそういう予想なんだけど。相談してる女の子は長期保護0なのに政治活動してる女の子が長期保護されてるのは謎だよね、相談窓口とは違う窓口から長期保護の女の子が送られてきてる、以外に説明が思いつかないんだ」、「一応、「平成30年より前に長期保護した女の子だけがそのまますと長期保護されてる」という言い訳も考えたけど、その場合その時代に知り合った子は5年以上自立できないのに平成30年以降は保護が必要な女の子が一人もいなかつことになるから無理。やっぱ共産党員シェルターでしょこれ」と記載している。したがって、本件情報12は、①実施状況報告書と活動報告書の記載が一致していないのは、Co laboが活動報告書の記載を水増ししているためではないか、②Co laboの中長期シェルター（シェアハウス）が共産党の活動家の女性の寮になっているのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものであり、いずれも、Co laboの社会的評価を低下させたというべきである。

(b) 反眞実性

本件情報12が摘示する事実は、①実施状況報告書と活動報告書の記載が一致していないのは、Co laboが活動報告書の記載を水増ししているためであるという事実、及び、②Co laboの中長期シェルター（シェアハウス）が共産党の活動家の女性の寮になっているという事実である。

まず、①について検討すると、証拠（甲29の8）によれば、令和3年度から平成30年度までのC o l a b oの実施状況報告書と活動報告書の記載が、相談人数等において整合していない部分があることが認められる。この点、被告は、本件委託事業とC o l a b o独自の活動は範囲が異なること、同じ年度の報告でも集計・報告時期が異なるために、両者の数字が食い違っている旨主張する。しかし、原告投稿5が指摘するとおり、例えば、前記(a)記載の令和3年度におけるS N Sによる相談数は活動報告書と本件実施報告書とで著しく乖離していることが認められる（甲6、9）ところ、集計・報告時期が異なるというだけではその差額を合理的に説明することができないし、事業範囲の相違や算出過程についても、被告は何ら具体的な主張立証をしない。そうすると、活動報告書の記載が水増しされているという事実が真実に反することの立証があるとはいえない。

他方、②に関しては、仮に、仁藤やC o l a b oが特定の政党に親和的な主張や活動をしていたとしても、そのことから直ちに、C o l a b oが運営する寮に当該特定政党の活動家を入れさせていると推測することはできず、他に、C o l a b oが運営する寮に当該特定政党の活動家を入れさせていることをうかがわせる証拠はない。また、共通認定事実(1)、(2)及び証拠（甲8、21、乙60）によれば、C o l a b oはシェアハウスを利用した生活支援を自主事業として行っていたが、本件委託事業においては、居場所の提供に関する支援は一時的な保護を原則とするとされていたことが認められ、C o l a b oが本件実施状況報告書においては長期保護の人数を0人として報告

したことが不合理であるともいえない。したがって、C o l a b o の中長期シェルター（シェアハウス）が共産党の活動家の女性の寮になっているという本件情報 1 2 の摘示事実②は真実に反する。

5 (ス) 小括

前記(ア)～(ケ)、(サ)、(シ)のとおり、原告は、令和 4 年 9 月頃から 11 月頃にかけて、繰り返し、C o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報（本件情報 1 ～ 9 、 11 及び 12 ）を n o t e 又は X に投稿していると認められるから、原告が、インターネット上で、C o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信しているという本件発言 1 及び 2 の摘示事実①は真実であると認められる。

イ 本件発言 1 及び 2 の摘示事実②（原告の情報発信の意図）の真実性等について

15 本件発言 1 及び 2 が摘示する事実のうち重要な部分は、原告が、仁藤を含む C o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えていたという事実を含んでいる。

前記アで認定、説示したとおり、原告は、C o l a b o らが公金を不正に領得しているなどという情報を繰り返し発信しているところ、その表現の態様や内容からして、原告による情報発信が仁藤を含む C o l a b o 関係者に相当程度の精神的苦痛を与えるものであることは、原告にとっても明らかであるといえる。このことは、原告が、令和 4 年 9 月 15 日、Xにおいて、「あ、あとみんな忘れてそうだけど共産党と強いつながりがある C o l a b o 代表仁藤夢乃さんが「すいませんでした二度と作品を燃やしません」って詫び入れたら俺はそこで手を止めますよ」と投稿して（乙 3 の 8 。以下「9 月 15 日付け投稿」という。）、仁藤が

謝罪すれば原告も活動を中止する旨を述べており、これは、原告の情報発信を主とする活動が、仁藤に種々の負担を与え、かつ、仁藤に「作品を燃やさない」旨を約束させるためにそのような負担を与えることを意図してされたものであることを原告が自認するものと解される点からも明らかといえる。そうすると、本件発言1及び2の摘示事実の重要な部分のうち、原告が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えていているという事実は、真実であると認められる。

ウ 本件発言1及び2の意見論評としての域の逸脱性について

本件発言1及び2のうち、「非常に深刻な」ハラスメントであるという部分、「荒唐無稽な」デマであるという部分、原告によるC o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報発信の回数や情報量が「毎日大量」であるという部分は、意見論評の表明である。

そして、その意見論評は、本件発言1及び2の摘示事実を基礎とするものであるところ、それらの事実が真実であることは前記ア及びイで認定説示したとおりである。

しかるところ、前記アのとおり、原告は、少なくとも、10個の投稿によって、11個のC o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を発信している。また、証拠（甲21、乙6、7、弁論の全趣旨）によれば、Xにおける投稿に限ってみても、原告は、令和4年7月12日から同年11月28日までの間に、C o l a b o らに言及するポストを数百回行っており、その中には、上記の11個の情報に関する投稿が70件程度含まれていると認められる。そうすると、原告によるC o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報発信を「非常に深刻な」ハラスメント、「荒唐無稽な」デマと評し、その回数（や情報量）を「毎日大量」と評したことが、特に不当なものとはいえず、少な

くとも、原告に対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱しているとはいえない。

エ したがって、本件発言1及び2については、原告に対する名誉毀損が成立するものの、違法性が阻却されるから、不法行為責任は免責されるといべきである。
5

4 本件発言3について

(1) 争点1（原告の社会的評価を低下させるか）について

ア 証拠（甲20）によれば、本件発言3は、前記3(1)アで認定した本件発言1及び2と同様の状況の中で、同発言の後にされたものであることが認められる。
10

本件発言3は、原告によるサイバーハラスメントはリベンジポルノと本質的に同じであると指摘した上で、「要するに女性差別ですね、これはね。ミソジニー。要するに女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない。で仁藤さんのC o l a b o の信用を貶めて活動を潰していく、そういう動機だと。」と述べていることからすれば、一般的の視聴者等においては、原告の表現活動の背景に、「女性差別」や「ミソジニー」という考え方があり、女性の権利のために立ち上がった仁藤が気に入らないという動機のもとで行われている点においてリベンジポルノと本質的に同様であると述べていると理解される。したがって、本件発言3は、原告による情報発信が、女性に対する差別意識や嫌悪感に基づき、C o l a b o らの活動を妨害し、停止させることを目的として行われているのではないかという印象を一般的の視聴者等に与えるものである。
15
20

なお、被告は、本件発言3の「C o l a b o の信用を貶めて活動を潰していく」とは、活動を停止させるという具体的な意味ではなく、単にその活動に強い攻撃を与えるという程度の意味にすぎないとも主張する。
25

しかしながら、人や組織の活動に対して「潰す」という文言が用いられた場合、一般の視聴者等は、その人や組織の活動に強い攻撃を加えて、当該人や組織自体、あるいは当該活動を壊すことを意味するものと解するといえる。

イ 女性に対する差別意識又は嫌悪感に基づいて真実に反する情報を発信する者に対する社会的な評価は低いから、本件発言3は原告の社会的評価を低下させるというべきである。

(2) 争点3（名誉毀損の成立に対する免責事由の存在）について

ア 本件発言3が摘示する事実のうち重要な部分は、原告による真実に反する情報発信の動機が、女性に対する差別意識や嫌悪感に基づき、C o l a b o らの活動を妨害し、停止させる点にあったという事実である。

イ 証拠（乙3の7、42）によれば、原告は、Xにおいて、令和4年9月5日、「俺がシュナムルさんに杭を打ったのは彼が宇崎ちゃんを燃やしてたからだし、今共産党と強いつながりがあるc o l a b o代表の仁藤夢乃さんを調べてるのも温泉むすめ燃やしてたからですよ。俺は作品を燃やす奴を燃やします 作品を燃やした時俺はお前の前に現れる」と投稿し（以下「9月5日付け投稿」という。）、同年11月3日、「何度も言うけどC o l a b oを調べ始めた理由は「共産党と強いつながりがあるC o l a b o代表仁藤夢乃さんが作品を燃やす人間で、俺はそういうやつを調べ上げて痛い腹探るのが趣味だから」です。シュナムルさんも同じ理由で腹をクチュクチュしました」と投稿（以下「11月3日付け投稿」という。）

したことが認められる。上記投稿の「作品を燃やす」とは、仁藤に関していえば、仁藤がXにおいて「温泉むすめ」の設定について批判を行い、それを受け一部の「温泉むすめ」の設定が変更されたりしたこと（共通認定事実(4)ア）を指すものと解されるところ（甲4）、仁藤のXにおける投稿（乙2）は、「温泉むすめ」の設定が、若年女性を性的に消費するもの

であって、性差別・性搾取であるとの思想に基づいて、批判を加えたものである。

また、原告は、Xにおいて、令和4年8月頃、原告としては、銀座のホステスは、客が高い酒代を支払えば胸を揉む程度のセクハラは普通に許容していると思っているなどと投稿したり（乙3の1）、同年10月頃には、プロ棋士に女性がいないことなどを挙げて、女性は男性に知的能力の点で劣ることや、女性は身体的な魅力の方に価値があることを示唆する投稿をしたり（乙3の12、14）している。

前記9月5日付け投稿は、本件記者会見の配布資料（乙7）において、原告の情報発信の動機を推認させる資料として引用されているものであるところ、前記で説示したところからすれば、原告がC o l a b oについての調査や情報発信を始めた動機が、仁藤の前記のような思想自体に対する反発にあったかどうかはさて置き、少なくとも、本件記者会見時（令和4年11月29日）において、被告を含む9月5日付け投稿の一般的な読者においてそのように理解する相当の理由があったということができる。

この点について、原告は、原告においてフェミニズムの思想そのものに反対をしているものではなく、フェミニストを称する者が漫画等のコンテンツを批判し、不特定多数の者による攻撃を惹起して当該コンテンツの自粛等を行わせる（「燃やす」）ことに対して反発しているのみである旨主張し、これに沿う記載がされた投稿（甲28の1～3）を提出する。しかしながら、9月5日付け投稿中の「宇崎ちゃんを燃やしてた」は、漫画「宇崎ちゃんは遊びたい！」のイラストが日本赤十字社の献血ポスターに用いられたことについて、女性差別問題に関して活発に発信をしている太田啓子弁護士が、環境型のセクシュアル・ハラスメントである旨の批判をしたことと指すものと解されるから（甲4）、原告が9

月5日付け投稿において「作品を燃やす」行為として批判した対象は、いずれも、漫画等について性差別的である旨の批判を加えた行為であるというべきである。また、本件全証拠をみても、仁藤の投稿が、性差別・性搾取であるとの理由から「温泉むすめ」の設定を批判することを超えて、不特定多数の者をして「温泉むすめ」に対する攻撃を惹起させるものであったことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告の真意はさて措き、少なくとも、被告を含む9月5日付け投稿の一般的な読者において、原告が、フェミニズムに対する反発に基づいて、C o l a b o らに対する情報発信を行っていると理解する相当の理由があったという前記判断は左右されない。

ウ また、前記3(2)アで説示したとおり、原告の投稿には、C o l a b o らが公金を不正に領得している旨断定的に述べるものが含まれており、そのような投稿を繰り返した場合、C o l a b oにおいてその活動を継続することが著しく困難になることは明らかである。実際に、証拠（乙7）によれば、従前C o l a b o に弁当を提供していた業者が、C o l a b o に対する批判がS N S等で行われるようになったことをきっかけに誹謗中傷を受けるようになり、弁当の提供を中止するなどの事態が発生していることが認められる。そうすると、原告による情報発信の目的が、C o l a b o らの活動を妨害し、停止させる点にあったかどうかはさて措き、少なくとも、被告がそのように信ずるについて相当の理由があったということができる。

エ 以上より、被告において、本件発言3の摘示事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があったといえる。

したがって、本件発言3については、原告に対する名誉毀損が成立するものの、被告の故意又は過失が認められないから、不法行為責任は免責されるというべきである。

5 本件発言4について

(1) 争点1（原告の社会的評価を低下させるか）について

ア 証拠（甲20）によれば、本件発言4は、本件記者会見の質疑応答において、東京新聞の記者からの質問に対する回答のなかでされたものであることが認められる。

本件発言4は、原告が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して精神的苦痛を与える目的をもって、東京都に対する情報公開請求及び住民監査請求を行ったのではないか、そのような原告による情報公開請求及び住民監査請求は制度の濫用に当たるのではないかという印象を一般の視聴者等に与えるものである。

イ 第三者に苦痛を与える目的のもと、制度を濫用的に利用して情報公開請求及び住民監査請求を行う者に対する社会的評価は低いから、本件発言4は原告の社会的評価を低下させるというべきである。

(2) 争点2（名誉毀損の成立に対する免責事由の存在）について

ア 本件発言4が摘示する事実のうち重要な部分は、原告が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して精神的苦痛を与える目的をもって、東京都に対する情報公開請求及び住民監査請求を行ったという事実である。

イ 原告が上記情報公開請求等を行った時期と並行して、インターネット上にC o l a b o らの社会的評価を低下させる真実に反する情報を繰り返し発信することにより、原告が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に対して、意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えていたことが真実であると認められることは、前記3(2)イで説示したとおりである。また、原告は、令和4年9月15日、本件住民監査請求に先立って住民監査請求を行っているところ（共通認定事実④ウ）、同日、Xにおいて、9月15日付け投稿で、仁藤が謝罪をすれば原告も活動を中止する旨を述べている（前記4(2)イ）。さらに、原告は、同年11月5日、Xにおいて、「作品を燃やすやつの痛

い腹を探るのが趣味なだけだつての／共産党が税金吸ってようが興味ねえの、日本中にあるだろそんなのは。作品燃やすやつだからやってるだけだよ」と投稿している（乙44）。これらの事情を総合すれば、原告による東京都に対する情報公開請求及び住民監査請求が、仁藤を含むC o l a b o 関係者に相当程度の精神的苦痛を与える目的のもとでされたという本件発言4の摘示事実の重要な部分は、真実であると認められる。

なお、原告は、令和4年10月29日、Xにおいて、9月15日付け投稿を撤回する旨を投稿した（甲27）から、その後にされた本件住民監査請求当時、仁藤を含むC o l a b o ら関係者に精神的苦痛を与える目的はない旨主張するが、11月3日付け投稿及び上記で認定した同年11月5日の投稿でも、原告は仁藤の活動を圧する目的を述べているのであって、これに反する上記主張は採用することができない。

イ・また、本件発言4のうち、原告による情報公開請求及び住民監査請求が「制度の濫用」であるという部分は、意見論評を表明するものである。

そして、その意見論評は、前記アのとおり本件発言4の摘示事実の重要な部分を基礎とするものであるところ、その事実が真実であることは前記アのとおりである。

しかるところ、情報公開請求及び住民監査請求が、特定の第三者に相当程度の精神的苦痛を与えることを意図してされたことをもって、「制度の濫用」であると評したとしても、特に不当なものとはいはず、少なくとも、原告に対する人格攻撃に及ぶなど、意見論評としての域を逸脱しているとはいえない。

ウ したがって、本件発言4は、原告に対する名誉毀損が成立するが、違法性が阻却されるから、不法行為責任は免責されるというべきである。

6 本件発言5について

(1) 爭点1（原告の社会的評価を低下させるか）について

証拠（甲20）によれば、本件発言5は、本件記者会見の質疑応答において、A F P通信の記者が、「暇空さん以外にネット上でデマを拡散している人達とか、あるいはこれまで殺害予告とかレイプ予告等があったという事ですけれども、そういう人達のバックグラウンドというか、どういったモチベーションで彼らはそういう事をしているのかというのを、なんらか考える部分があれば教えて下さい」と質問したことに対し、太田弁護士が、原告以外の者のプロフィールや行動の動機について述べ、それに引き続いて回答されたものであることが認められる。

上記のとおり、本件発言5は、「暇空さん以外」の者に関する質問への応答としてされたものではあるが、一般の視聴者等においては、特に原告を除外することなく、原告を含む「そういう人達」や「彼ら」の心理傾向等を述べたものとして捉える可能性は十分にある。他方で、本件発言5は、原告を含めた「そういう人達」と対立する関係にある被告の見方を漠然と、一方的に述べたものという印象を一般の視聴者等に与えるにすぎない。

したがって、本件発言5は、原告による情報発信が娯楽としての女性差別であるかのような印象を一般の視聴者等に与えるものではないから、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

(2) 以上のとおり、本件発言5については、原告に対する名誉毀損が成立しないから、その余の争点について判断するまでもなく、名誉毀損による不法行為は成立しない。

7 爭点2（原告の名誉感情を違法に侵害するか）について

原告は、本件各発言がいずれも原告の名誉感情を違法に侵害すると主張する。しかしながら、本件各発言は、いずれも原告の行動やその動機について否定的に言及するものであって、原告の人格そのものをことさらに貶めるものとはいいがたい。

また、本件各発言は、いずれも被告がC o l a b o らの代理人として行った

ものであるところ（前提事実(2)ア、イ）、既に説示したとおり、原告はC o 1 a b o らに対して社会的信用を低下させる真実に反する情報発信を繰り返しており、その表現方法も、前記3(2)で認定した部分だけを見ても、嘲笑するようなものや、不正を行っていることを断定的に述べるものなど、相当程度、好戦的で過激な表現を含む発信が少くない。このような発信をした原告としては、これらを嫌悪したC o 1 a b o らが別件訴訟の遂行等を委任した代理人から、相應の批判を受けることは一定程度甘受すべきといえる。

以上に照らすと、本件各発言が社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たると評することはできない。

したがって、本件各発言は、原告の名誉感情を違法に侵害するとはいえず、侮辱による不法行為は成立しない。

8 爭点4（配信及び文字起こし原稿の公表による不法行為の成立）について

前記3～7で説示したとおり、本件各発言については、いずれも名誉毀損及び侮辱による不法行為は成立しない。そうすると、仮に本件配信行為及び本件公表行為が本件記者会見における発言とは独立の法益侵害行為に当たり得ると解する余地があるとしても、上記と同様の理由で不法行為は成立しないこととなる。

9 結論

よって、原告の請求は、その余の争点（争点5）について判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官

本多智子

裁判官

宮川 広臣



裁判官

上田 文和



別紙1 被告発言目録

- 1 「C o l a b o と仁藤さんに対して非常に深刻なサイバーハラスメント、オンラインハラスメントが加えられております。我々弁護団としてはこのデマを流している代表的な人物一名に対し、本日提訴致しました。」
5
- 2 「今行われていることは、我々サイバーハラスメント、オンラインハラスメントであるというふうに考えております。その手段、手口というのは本当にこのC o l a b o 、仁藤さんに対して荒唐無稽なデマを垂れ流し、もう毎日大量のデマを垂れ流し、その信用を傷付けていくと、そういう内容のものであります。」
10
- 3 「私はね、サイバーハラスメントだと申し上げましたが、あのサイバーハラスメントっていうのは、その典型な、サイバーハラスメントの典型っていうのは、まあ所謂リベンジポルノですよ、アメリカだとね。リベンジポルノ。で、これはまあ、本件はリベンジポルノでは無いけれども、ここは本質は同じだというふうに思っていて、要するに女性差別ですね、これはね。ミソジニー。要するに女性の権利の為に立ち上がった仁藤さんが要するに気に入らない。で仁藤さんのC o l a b o の信用を貶めて活動を潰していく、そういう動機だと。
15 実際彼はねこんな事言ってるんですよ。『萌え絵を燃やすのをやめたら手を止めてやる』とかね。『萌え絵を燃やすのやめたら許してやる』みたいな事言つてる訳でしょう。これはもう要するにフェミニストに対する反発ですよね。こういう中身で攻撃がはじめて来た。私はそういう風に見てます。」
20
- 4 「リーガルハラスメントっていうね、言葉があって、要するに合法的な嫌がらせなんですよ、これはね。で、僕ら弁護士に対してはすぐ、すぐ懲戒請求し
25

てくるでしょ？ね？で、いやそりや懲戒請求国民の権利じゃねーか」なんだけ
ど。じゃあ彼らが例えば行政の透明性を高めたいとかね、そんな事の目的でや
ってますかと、いう事でしょ？別に市民オンブズマンでも何でもないのにね。
市民オンブズマンとかそういう人達がやってるならまだわかりますよ。そうじ
ゃなくて、まああるけども、まあ、要するに嫌がらせ目的でね、しかもその自
分で入手した物を全部ネットに公開するとかね。こんなのは制度の濫用ですよ
明らかに。そういう風に僕は考えています。」

5 「あの、僕元々どっちかって言えば在日コリアンに対するヘイトスピーチ問
題とかそっちをどちらかと言えば多く扱っている方なんですが、これ非常に構
造が似てて、ようするに差別、差別まあ在日外国人差別、それから女性差別。
差別を娯楽として楽しむ、いう所から出発して、最終的にはヘイトクライムの
方にね、いくと。いう構造が僕はちょっと弁護士なんでそういう事まで正確に
は分析できませんけど、非常に似てるなあと、いう風に思います。まずネット
の中でお互いに差別を楽しんでいると。段々段々それが高じてきて、現実の世
界に例えば実際にバスをナイフで切りつける、いう所まで来ちゃってるなど。
ヘイトスピーチ在日コリアンに関してはね、ずっとヘイトスピーチがなされて
いて、最終的には放火、ウトロってところで去年放火事件まで起きてますけれ
ども、だんだんそれに似てきてるなど。だから差別が段々エスカレートしてき
てるのが今。」

以上

これは正本である。

令和 6 年 9 月 26 日

東京地方裁判所民事第 26 部

裁判所書記官 片山 啓史

